

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定するまほろば健康パークの公園施設の利用料金の額で令和元年十月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和元年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 まほろば健康パーク野球場の利用料金

午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
	で	で
二、四四〇円	四、三七〇円	五、八〇〇円

注 午前九時以前又は午後五時以後に使用する場合の利用料金は、一時間につき千八百円とする。

二 まほろば健康パークファミリープール

1 プールの利用料金

小人	一人一回につき 四二〇円
大人	一人一回につき 八六〇円

注

- 1 「小人」とは学齢に達しない者並びに小学校及びこれに準ずる学校の児童をいい、「大人」とは小人以外の者をいう。
- 2 四歳未満の者が使用する場合の利用料金は、無料とする。
- 3 二十人以上の団体で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の百分の九十に相当する額とする。

2 備品の利用料金

ロッカー	一回につき 一〇〇円
------	------------

三 まほろば健康パークテニススクートの利用料金
 一時間につき 五六〇円

注

- 1 照明設備を利用するときの利用料金は、一時間につき五〇〇円とする。
- 2 照明設備の利用は、三月から九月までにあつては十八時以降、十月から翌年二月までにあつては十七時以降とする。
- 四 まほろば健康パークスイムピア奈良

1 施設の利用料金

施設の種別		使用区分			二時間以内の場合	二時間を超え三時間以内の場合	三時間を超える場合
		個人が使用する場合（一人につき	学生	小人			
屋内温水プール、屋外プール、トレーニングジム及びフィットネススタジオ	）	大人	五〇〇円	三〇〇円	円 一時間以内の場合 五〇〇円 一時間を超え二時間以内の場合 七一〇円	一、〇一〇円	一、三二〇円
		障害者	三〇〇円				
			四五〇円				
			九一〇円	六一〇円			

		場合
大会諸室	専用して使用する場合	一時間につき 一、〇一〇円

注

- 1 「小人」とは、小学校及びこれに準ずる学校の児童並びに中学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。
- 2 「学生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒並びに大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。
- 3 「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者手帳（以下「手帳」という。）を有する者をいう。ただし、利用の前に手帳を提示し事業者が確認した者に限る。
- 4 学齢に達しない者が使用する場合は、利用料金は、無料とする。
- 5 専用して使用する場合において、使用時間に一時間未満の端数が生じるとき又は使用時間が一時間未満であるときは、当該一時間未満の時間については、一時間とみなして計算する。
- 6 入場料（これに類するものを含む。）を徴収し、専用して使用する場合における利用料金は、この表に定めるところにより算定した額の二倍に相当する額とする。

2 備品の利用料金

大会用備品	一セットにつき 一二八、九四〇円
-------	------------------